






IV. 行動計画

目標達成に向けた行動計画を示します。行動計画は、「知る・理解する」「守る・残す」「使う・活用する」「参加する・学ぶ」「つなぐ」の5つの基本行動からなり、それぞれ詳細を定めます。各行動計画には、主な行動主体を示しています。各主体が連携し、それぞれの立場で、行動されることを期待します。

なお、行動計画は生物多様性保全に関する国家・国際的な目標である「愛知目標」（巻末参照）や関係するSDGsの促進に貢献するものとなっています。

表 1 4 5つの基本行動と行動計画の概要

<p>1 知る・理解する</p> 	<p>大学・博物館などの調査研究機関、行政、保全団体、個人を含めた各主体が有する自然環境に関する知見を収集・蓄積し、有効に活用する必要があります。収集した情報の管理を適切に行いながら、すぐれた自然環境に関する情報を発信します。また、調査研究を行う人材の確保・育成を進めます。</p> <p>①調査・情報の発信 ②情報の整備・管理 ③将来を見据えた長期計画</p>
<p>2 守る・残す</p> 	<p>各種の法律や条例により指定されている保全地域や希少野生動植物を適正に保全します。開発や産業・生活基盤の整備に際し、ミティゲーションの実施、Eco-DRR、グリーンインフラを推進します。</p> <p>生態系や私たちの生活に影響をもたらす外来種や野生鳥獣の状況を把握し、防除などの対策を進めます。</p> <p>①保全区域（重要地域）の維持・管理・定期的見直しの実施 ②希少野生動植物の保全 ③外来種対策 ④野生鳥獣の保護管理 ⑤森林・河川・湖沼・海岸の保全 ⑥将来を見据えた長期の取組</p>
<p>3 使う・活用する</p> 	<p>鳥取県の基幹産業でもある農林水産業は、自然環境の保全に配慮した持続可能な資源の利用を行う必要があります。また、鳥取県の豊かな自然環境を保全し活用する体験型の観光産業の充実や、自然資源を活用した伝統産業を守り後世に伝える取り組みも必要です。このように生物多様性の恵みを地域の資源として持続的に活用するための取り組みを進めます。</p> <p>①農林水産業等での利活用 ②観光への利活用 ③伝統産業の振興</p>
<p>4 参加する・学ぶ</p> 	<p>生物多様性の価値や重要性についてへの価値に対する認知度を高めるために、身近な自然とふれあう機会や生物多様性や自然環境について学ぶ機会を提供していきます。</p> <p>①自然とのふれあいの推進 ②環境教育の推進</p>
<p>5 つなげる</p> 	<p>鳥取県の自然環境を次世代につないでいくために、各主体が生物多様性の保全や活用、人材の育成に取り組めます。</p> <p>生物多様性に関わる各主体が協働・連携して活動に取り組むことや、県民と各主体の協働が広がる体制作りが必要です。</p> <p>①協働と人づくり ②体制の整備・強化 ③将来を見据えた長期計画</p>

1. 知る・理解する

大学・博物館などの調査研究機関、行政、保全団体、個人を含めた各主体が有する自然環境に関する知見を収集・蓄積し、有効に活用する必要があります。収集した情報の管理を適切に行いながら、すぐれた自然環境に関する情報を発信します。また、調査研究を行う人材の確保・育成を進めます。

(1) 調査・情報の発信

行政

【国・県・市町村】

- ・自然環境や希少種の生息状況調査を実施して現状の把握に努め、他の主体と情報共有を行う。
- ・希少種の情報について、分布等の公開による乱獲・盗掘の防止に配慮した上で、ホームページ（以下、HP）やソーシャルネットワーキングサービス（以下、SNS）等を使用して情報を発信する。

【県・市町村】

- ・地域住民等が自主的に行う外来種の駆除や身近な希少野生動植物の保護等の活動について、県民に身近な生物多様性の保全活動事例として周知したり、活動支援を行う。

【県】

- ・鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例を適正に運用し、必要に応じ改正を適宜実施する。
- ・鳥取県自然保護監視員を継続して任用し、現地の巡回監視による希少種等の状況確認を行う。
- ・生物多様性を取り巻く環境は時間の経過とともに変化するため、鳥取県内の動植物の現状を表す資料である「鳥取県レッドデータブックとっとり」について適時改訂を行い、生物多様性の現状について周知する。

民間

【NPO等団体・県民】

- ・身近な自然や生物多様性に係る野生生物の状況や保全活動等の情報に触れ、理解・認識を深める。その上で、可能な範囲で保全活動に寄与する。また、活動で得られた情報を他の主体と共有する。

【事業者】

- ・CSR（企業の社会的責任）等に基づいて、生物多様性の保全等について理解・認識する。その上で、可能な範囲で活動を行い、HPやSNSを利用し発信することで、住民に身近な生物多様性の保全活動として周知し、県内の生物多様性に関する活動の機運の向上に協力する。

(2) 情報の整備・管理

行政

【県】

- ・鳥取県生物多様性 GIS システムにより、多様な主体から寄せられた情報や調査等によって得られた希少野生動植物や外来種の情報を利用しやすい状態で管理する。
- ・標本等の貴重な資料を博物館等の専門施設で収集・管理し、展示等により県民に幅広く情報を発信する。

○鳥取県生物多様性GISシステム

2011(H23)年度から GIS ソフトを導入し、レッドデータブック掲載種の野生動植物の分布情報を GIS ソフトで一元管理しています。開発に係る希少種の生息状況の照会等に活用しています。

民間

【NPO 等団体・県民】

- ・各活動で入手した貴重な資料や生息に関する情報等については、専門機関等と所在や状態等の情報を共有するとともに、各資料の収集・保管に当たっては将来にわたって利活用が可能なように慎重に取り扱う。

(3) 将来を見据えた長期計画

行政

【県】

- ・「地域連携保全活動支援センター」を組織・設置し、地域の自然環境に精通した専門家や自然保護団体と情報の蓄積や管理、公開方法について継続して検討する。また、自然環境の保全等の活動を希望する県民と専門家とのマッチングや、生物多様性の保全・利活用に関係する人材の育成を行う。

2. 守る・残す

各種の法律や条例により指定されている保全地域や希少野生動植物を適正に保全します。必要に応じて植物の生育地外での保存や増殖、野生動物による食害の防除、動物の繁殖促進や他地域からの個体導入等を検討します。

開発や産業・生活基盤の整備に際し、生物多様性を維持するためミティゲーションの実施、Eco-DRR、グリーンインフラを推進します。

生態系や私たちの生活に影響をもたらす外来種や野生鳥獣の状況を把握し、防除などの対策を進めます。

(1) 保全区域（重要地域）の維持・管理・定期的見直しの実施

行政

【国・県】

- ・国立・国定公園及び県立自然公園や鳥取県自然環境保全地域、鳥獣保護区の設定等により、自然環境の保全を図るとともに、必要に応じて保全区域の維持・管理を行い、定期的実施する見直しで現状を把握し、適切な対応を検討する。
- ・鳥取県自然保護監視員や自然公園指導員、自然保護ボランティア等により、自然公園等の維持管理に関する巡視の体制や枠組みを整えるとともに、自然保護思想の普及啓発等の活動を実施する。また、鳥取県自然保護監視員により鳥獣保護活動を推進する。

【県・市町村】

- ・保全地域等の保全や地域に生息する希少種の保護等で地域住民等が自主的に行う活動を支援する。

※鳥取県内の自然公園の位置や利用について

https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/310571/h29_sizenkouenleaflet-min.pdf

指標	現状（2018(H30)年）	目標（2030(R12)年）
県の自然保護または生物多様性保全の取組へのボランティア参加者数	4,463 人	5,000 人

(指標の目標値)「鳥取県令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」(2020(R2)年3月)より

<鳥取県自然保護ボランティア>

鳥取県独自の制度で、県内の自然公園、長距離自然歩道、鳥獣保護区、自然環境保全地域（以下「自然公園等」という。）において、優れた自然環境を大切に保護し、後世に引き継いでいくために、自然公園等におけるルール・マナーの普及啓発活動や監視活動等に携わっていただける方を「自然保護ボランティア」として募集・登録しており、R2.1 時点で 107 人の登録があります。この登録者は下記の活動や次のコラムに記載するボランティア活動にも参加しています。

【活動事例】<氷ノ山みんなで守る登山道ボランティア活動>

県が主催し、氷ノ山の登山道を修繕するための資材（丸太や鉄筋等）を運搬する活動

民間

【県民等】

- ・近隣の自然公園等について学習し、地域の生物多様性に関心を寄せる。

【NPO 等団体】

- ・自然公園区域等での活動など、生物多様性に資する活動に参加し、生物多様性の保全に協力するとともに、科学的知見に基づいた保全活動について理解を深める。

<保全区域等のボランティア活動>

鳥取県内の自然公園等において、民間主導の保全活動も行われています。

【活動事例】 <大山の一木一石運動>

山頂までの往路について、石や苗木を持って登り、侵食溝の穴埋めや緑の復元を行う運動を行っています。併せて、下記活動を行っています。

【活動事例】 <大山でのボランティア活動>

○大山山頂トイレ汚泥キャリーダウンボランティア

大山山頂トイレの汚泥をボトルに詰め替えて、ふもとまで運搬する活動

○大山キャリーアップボランティア

大山山頂付近の木道を修繕するため、栈木をふもとから大山山頂まで運搬する活動

(2) 希少野生動植物の保全

行政

【県】

- ・希少野生動植物の中でも、特に保護が必要な種を「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づいて特定希少野生動植物に指定して保護を図っており、今後も制度を継続する。なお、特定希少野生動植物の指定は、調査や専門家の知見に基づきレッドデータブック改訂等の時期に合わせて見直す。
- ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」で定めた保護管理事業を行う団体や地域住民等の行う希少野生動植物の保全活動を支援・推進する。

民間

【NPO等団体・県民】

- ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」で認定された特定希少野生動植物の保護管理事業の認定団体や地域住民等は、生息環境の保全や繁殖促進等の活動を行い希少野生動植物の保全・増殖活動を推進する。

指標	現状 (2012(H24)年公表)	目標 (2030(R12)年)
「鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物種のリスト」(レッドリスト)掲載種の保護	絶滅種 25 種 絶滅危惧種 361 種	「絶滅危惧種」から「絶滅種」への移行(悪化)を可能な限りゼロにする。

(指標の目標値)「鳥取県令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」(2020(R2)年3月)より

<開発などへの配慮>

行政

【国・県・市町村】

- ・「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、事業による生物多様性への影響を回避または可能な限り低減する。
- ・都市部の夏季の温度上昇の緩和や快適性の向上、生態系ネットワークの回復や創造等を目的に、都市公園や道路等の公共地や工場、事業所、住宅等の民有地の緑化を推進する。緑化においては、周辺自然環境に適した在来種（地域性種苗）の利用を検討する。
- ・自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用するため、グリーンインフラストラクチャーの整備について検討する。
- ・開発における生物多様性への負の影響を、代償的な手法を用いて相殺するミティゲーション（生物多様性オフセットを含む）について検討する。

【県・市町村】

- ・「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、事業者等に対して事業による生物多様性への影響を回避または可能な限り低減するよう求める。

【県】

- ・「地域連携保全活動支援センター」を設置し、専門家や自然保護団体と協力し、収集・蓄積した希少種情報を整理して開発事業者に適切に提供し、必要に応じて助言を行なう体制を整え、生物多様性に対する配慮が進む体制の整備を進める。
- ・「鳥取県公共事業環境配慮指針」に基づき、公共事業における適切な環境配慮を図る。
- ・公共事業においては、鳥取県公共施設緑化マニュアル等を基に事業での緑化等について検討する。

民間

【事業者】

- ・収集・蓄積された希少種の生息生育情報を入手し、開発等における環境影響を回避・低減するよう努める。
- ・「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき、事業による生物多様性への影響を可能な限り回避または低減する。県の自然保護部局と事業主体で情報を共有しながら、生物多様性への配慮を行う。
- ・CSR 等により、自然環境の保全と再生の促進に関する取組や、都市の生態系ネットワークの回復や創造等を目的に、工場、事業所等の民有地の緑化を推進する。緑化においては、周辺自然環境に適した在来種（地域性種苗）の利用を検討する。
- ・開発における生物多様性への負の影響を、代償的な手法を用いて相殺するミティゲーション（生物多様性オフセットを含む）について検討する。

【県民】

- ・開発における生物多様性への負の影響を、代償的な手法を用いて相殺するミティゲーション（生物多様性オフセットを含む）について検討する。
- ・都市部の夏季の温度緩和や快適性の向上、生態系ネットワークの創出等を目的に、住宅等の民有地の緑化を推進する。緑化材料は、在来種（地域性種苗）の導入や逸脱しやすい外来植物を使用しないなど、自然環境に配慮した緑化に取り組む。

○ミティゲーション

人間活動が自然環境に与える影響を緩和するために実施する環境配慮をいい、保全度の高い順から、回避、最小化、修正・修復、軽減、代償の5つに分類されます。

回避：行為の全体または一部をしないことで影響を避ける

最小化：行為の規模や程度を制限して影響を最小化する

修正・修復：影響を受ける環境の修復、回復、復元により影響を修正する

軽減：行為の実施期間中の保護やメンテナンスで影響を軽減または除去する

代償：代替資源や環境の置き換え、または供給により影響を代償する

特に代償ミティゲーションは、行為により生じるマイナスの影響を、その場所の近傍に創造し補償することで影響をプラス・マイナスゼロ、またはプラスにすることをいい、生物多様性オフセットと呼ばれることもあります。

○生物多様性オフセット (Biodiversity offset)

生物多様性オフセットとは、開発などを行う際に、事業の実施主体者が、事業を回避することや事業による生態系への影響を最小化することを十分に検討し、それでもなおマイナスの影響を及ぼすおそれがある場合、汚染者負担原則（PPP：Polluters Pay Principle）に基づいて別の生態系を復元または創造することで、生態系への影響を代償（オフセット）する仕組みです。

（参考）環境省 <http://www.env.go.jp/nature/shinrin/fpp/maintenance/new/bdoffset.html>

○在来種の導入例：ナチュラルガーデン

「地域の風土や生育環境に適合した植物を使い、その植物が本来持っている自然の力を活かした庭造りの方法」です。

日陰には日陰を好む植物を、環境の厳しい屋上には、浜辺の植物を植えるなど、植物の生育環境に合った場所なるべく農薬や肥料を使わず、植物自身の力で健康に育つようにし、その地域の環境に合った多様な植物を自然風に植え込むことで、自然の理にかなった季節感あふれる庭とすることです。

(3) 外来種対策

行政

【国・県・市町村】

- ・除草等により発生した特定外来生物（植物）を、作業範囲から搬出して処理する場合、運搬時の逸出防止に努める。また、作業後は人員及び重機に植物体や種子が付着し区域外へ拡散しないよう努める。（参考「河川における外来植物対策の手引き」2013年(H25年)12月国土交通省 https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kankyo/gairai/tebiki.html）

【県】

- ・生態系のかく乱や農林業被害など鳥取県において特に影響の大きい外来種については、有識者等と協議しながら鳥取県版外来種リストを整備し、外来種に関する条例の制定や防除マニュアルの策定を検討する。

【県・市町村】

- ・地域住民等が行う外来種の防除等に対し活動を支援する。また、日本の在来種であっても、地域で遺伝的形質が異なる種について、国内移動であっても遺伝子のかく乱（国内外来種）の恐れがあることを啓発する。

【市町村】

- ・外来生物法に定める防除実施計画による捕獲や駆除、鳥獣保護管理法に定める有害鳥獣捕獲等実施可能な手段を用いて地域での対策を行う。

民間

【NPO等団体・県民】

- ・団体や地域住民が行う外来種の防除等に対し、相互に活動を支援する。植物の場合、駆除した植物体から拡散が起こらないよう、留意する等の配慮を行う。また、国内外来種等についても見識を深め、生物多様性保全活動を行う。

(4) 野生鳥獣の保護管理

行政

【県・市町村】

- ・野生鳥獣による農林漁業や生態系への被害の対策について、農地、集落、林地、河川等それぞれの場所に合わせて防除を推進する。
- ・ツキノワグマ、ニホンジカとイノシシについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき適切な管理を進める。この中で、ツキノワグマについては人身被害・精神的被害の回避及び農林業被害の軽減を図るとともに、絶滅のおそれのある地域個体群の安定的維持を図ることによって、人とクマとの棲み分けによる共存を目指す。
- ・ニホンジカについては生息数の増加や生息域の拡大が見られ、生態系や農林業被害が深刻な状況であり、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、隣接県と連携した捕獲等による適切な個体数管理を推進する。

- ・カワウは、鳥取県カワウ被害対策指針に基づき、ねぐらや繁殖地での生息数や、川への飛来数調査で現況を把握し、シャープシューティングやドライアイス、偽卵等、周辺環境に応じた個体群管理の方法を検討し、被害の発生している河川では追い払いや駆除、河川環境の改善（魚道の整備・改修、隠れ家の設置、繁殖する環境の整備）によるアユや他の魚種の増殖等の対応を実施する。

【県】

- ・野生鳥獣の被害防除の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るため、新たな狩猟者の育成を推進する。
- ・野鳥における高病原性鳥インフルエンザは野鳥及び家禽に深刻な影響が生じるために、その発生状況に応じた野鳥の監視や衰弱・死亡野鳥の捕獲回収等の対策を実施し、早期発見に努める。
- ・畜産における養豚分野に甚大な被害をもたらす豚とイノシシに共通の感染症（豚熱等）の発生を監視する。

民間

【県民・事業者】

- ・人の生活圏に野生鳥獣を誘引しないよう、農地を柵等で防護し、餌となる残渣や未利用果樹の対策を行う。
- ・カワウ対策について、内水面漁業関係者等は追い払いや駆除等必要な対策を実施する。

指標	現状（2018(H30)年）	目標（2021(R3)年）
イノシシの個体数管理	捕獲 11,027 頭/年	捕獲 6,000 頭以上/年
ニホンジカの個体数管理	捕獲 7,519 頭/年	捕獲 9,000 頭以上/年

(指標の目標値)「鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）管理計画」(2017(H29)年4月)より

指標	現状（2018(H30)年）	目標（2030(R12)年）
60歳未満の県内狩猟免許所持者	887人	1,300人

(指標の目標値)「鳥取県令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」(2020(R2)年3月)より

○ニホンジカとイノシシの捕獲目標について

国は2013(H25)年度に「ニホンジカとイノシシについて、10年後（2023(R5)年度）までに個体数を2011(H23)年度推定値から半減させる」という目標を設定しました。鳥取県では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき「鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）管理計画」を策定しており、その中で国の半減目標を踏まえてニホンジカとイノシシの捕獲目標を定めています。

ニホンジカの捕獲目標

捕獲数等に基づいた統計手法により県内のシカ個体数の推定や将来予測を行った結果、本県で2023(R5)年度までにシカの個体数を2011(H23)年度推定値（約2万8千頭）から半減させるためには、2011(H23)年度の捕獲数（3,159頭）の2.9倍の捕獲が必要とされました。これを踏まえ、2017(H29)年度から、9,000頭以上／年の捕獲を当面の目標としています。

県内では、里山での有害鳥獣捕獲や、奥山での指定管理鳥獣捕獲等事業により、面的にシカの捕獲強化に取り組んでいます。また、兵庫県や岡山県と合同で10月をシカの捕獲強化月間とするなど、隣接県と連携した取組も実施しています。

イノシシの捕獲目標

多産短命で個体数の季節変化が大きいイノシシについては、都道府県単位ではなく、中国地方の個体数の推定や将来予測を行った結果、個体数半減には2011(H23)年度の捕獲数（鳥取県では4,692頭）の1.1倍の捕獲が必要とされました。この推定結果と、近年の捕獲実績を考慮し、2017(H29)年度以降も従来からの捕獲目標である6,000頭以上／年を継続し、引き続き強い捕獲圧をかけることとしています。

（参考）鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）管理計画
（計画期間：2017(H29)年4月から2022(R4)年3月）
URL：<https://www.pref.tottori.lg.jp/95703.htm>

○シャープシューティング

野生鳥獣の個体群管理に用いられている手法で、役割ごとに専門の訓練を受けた複数の者が、捕獲対象が逃げ出しにくい状況で行う、精密狙撃です（カワウでは射手、個体群の看視者が鳥の月齢や繁殖状態、個体群の興奮状況を見極め、効率的な捕獲が可能な捕獲順位を定めて狙撃、捕獲する）。逃散する個体を少なくすることで、地域の個体群に捕獲に対する慣（なれ）を生じにくくし、長い期間同じ場所での効率的な捕獲が可能になります。

(5) 森林・河川・湖沼・海岸の保全

<森林>

行政

【国・県・市町村】

- ・森林の公益的機能を持続的に発揮するため、間伐等の森林の整備を進める。

【県】

- ・森林環境保全税を活用して、森林整備の推進や放置竹林の整備、森林を守り育てる意識の醸成を推進する。
- ・「とっとり共生の森」として、企業等の社会貢献活動の場として森林の活用を進めるため、森林所有者と企業の架け橋となり、地元との調整や企業等の森林保全活動を推進する。
- ・地球温暖化防止を進めるため森林を活用した「カーボン・オフセット」を推進する。また、国が認証するJ-クレジット制度を活用し、森林整備を推進する。

民間

【事業者】

- ・地球温暖化防止を進めるため、事業所で排出する二酸化炭素を森林を活用した「カーボン・オフセット」等代償措置でゼロにすることを推進する。また、国が認証するJ-クレジット制度を活用し、森林整備を推進する。

※林地の情報等については、土地を所管する市町村や各県事務所の林務担当課にお問い合わせください。

○カーボン・オフセット

市民・企業が①自らの温室効果ガスの排出量を確認し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量を把握し、④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量（クレジット）の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等により、③の排出量の全部又は一部を埋め合わせること。

(参考) 環境省 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

○J-クレジット制度

国が認証するJ-クレジット制度とは、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

(参考) J-クレジット制度ウェブサイト <https://japancredit.go.jp/about/>

<河川・湖沼>

行政

【国・県・市町村】

- ・三大湖沼である中海、湖山池、東郷池において水質改善を進め、環境保全に努める。
- ・河川の各水系全体の生態系を豊かにするため、「多自然川づくり」の取組などを関係者で情報共有しながら実施し、水辺の環境保全を推進する。

【県】

- ・河川、湖沼などの河岸、汀線等での植生の復元などによる浄化作用の改善を検討する。
- ・安全で快適な水環境の保全対策を進めるため、河川・湖沼等における水質モニタリングを充実する。

民間

【事業者】

- ・河川の各水系全体の生態系を豊かにするため、「多自然川づくり」の取組などを関係者で情報共有しながら、水辺の環境保全を推進する。

指標	現状（2018(H30)年度）	目標
中海の水質（COD）	4.4 mg/L	4.4 mg/L（2023年度）
湖山池の水質（COD）	4.7 mg/L	5.5 mg/L（2021年度）
東郷池の水質（COD）	5.5 mg/L	4.5 mg/L（2025年度）

（指標の目標値）

中海：「中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）」（2020(R2)年3月）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20348>

湖山池：「湖山池将来ビジョン推進計画（第3期湖山池水質管理計画）」（2012(H24)年1月）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20349>

東郷池：「みんなで取り組む 東郷池水環境保全プログラム（第2期 東郷池水質管理計画）」（2017(H29)年3月）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47402>

<アダプトプログラムによる環境保全活動>

三大湖沼（中海・湖山池・東郷池）において、住民、地元企業、自治体で協力して定期的な清掃活動など行っています。



左・中：©鳥取県、右：鳥取県「第2期東郷池水質管理計画」2017(H29)年3月

<海岸>

行政

【県】

- ・海岸の砂浜の保全を進めるため、各管理者が連携・協働してサンドリサイクル等により継続的な土砂の管理や砂浜海岸の保全を実施する。また、海岸などさまざまな場所での生物の生息生育空間の保全と再生について検討する。

(6) 将来を見据えた長期の取組

行政

【県】

- ・恒久的な財源の確保について、県の環境保全税や国の「地球温暖化対策のための税」、「森林環境税及び森林環境譲与税」、又は入山料等を参考に、評価方法等について事例情報を集めながらあり方について検討する。
- ・開発事業等によりやむなく生息地が消失する希少野生植物を保護するような施設のあり方について、検討する。
- ・生物多様性が既に失われた場所の自然再生に取り組む場合は、有識者等の助言を受けながら対応を検討する。

3. 使う・活用する

鳥取県の基幹産業でもある農林水産業は、自然環境の保全に配慮した持続可能な資源の利用を行う必要があります。また、鳥取県の豊かな自然環境を保全し活用する体験型の観光産業の充実や、自然資源を活用した伝統産業を守り後世に伝える取組も必要です。

このように生物多様性の恵みを地域の資源として持続的に活用するための取組を進めます。

(1) 農林水産業等での利活用

<農業>

行政

【県・市町村】

- ・環境に負荷の少ない農業として、農薬や化学肥料の使用を制限した有機農産物・特別栽培農産物の生産を推進する。また、環境と調和のとれた持続的な農業を行う農業者を「エコファーマー（環境にやさしい農業生産を行う農家）」として認定し、環境にやさしい農業を促進する。
- ・鳥取和牛等農産物のブランド化により販売価格を上昇・安定させ、後継者や新規参入を促し、生産規模の維持等を目指す。

- ・耕作放棄地において、農地の再生作業や施設整備を支援することにより、新たな栽培を推進するなど耕作放棄地の再生を進める。
- ・伝統野菜の復興等の活動について支援を行う。

民間

【事業者】

- ・環境に負荷の少ない農業として、有機農産物・特別栽培農産物、「エコファーマー（環境にやさしい農業生産を行う農家）」の制度を活用し、環境にやさしい農業を推進する。
- ・鳥取和牛等農産物のブランド化により販売価格を上昇・安定させ、後継者育成や新規参入を推進し、生産規模の維持等目指す。
- ・耕作放棄地において、農地の再生作業や施設整備により、新たな栽培を推進するなど耕作放棄地の再生を進める。

指標	現状（2017(H29)年度）	目標（2023(R5)年度）
有機農産物・特別栽培農産物の認証面積	1,445 ヘクタール	2,000 ヘクタール

(指標の目標値)「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」(2018(H30)年3月)<https://www.pref.tottori.lg.jp/243457.htm>

<林業>

行政

【国・県】

- ・林業の低コスト化を進めるため、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入などにより、森林整備を推進する。

【県】

- ・木材の良さや木を使う工法・意義等の情報をPRして、「木づかいの国とっとり」の実現に向け積極的に県産材の利用を進め、林業生産活動サイクルの活性化を図る。

民間

【事業者】

- ・林業の低コスト化を進めるため、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入などにより、森林整備を推進する。
- ・木材の良さや木を使うことの意義等の情報をPRして、「木づかいの国とっとり」の実現に向け積極的に県産材の利用を進め、林業生産活動サイクルの活性化を図る。

<水産業>

行政

【県】

- ・藻場の保全と造成を図り、水産生物の生育環境の保全や水産資源の確保を推進する。
- ・アユなどの海と川を行き来する魚類等の生態に配慮した河川環境の改善についての検討や魚道等の整備・改修に努める。

<ジビエ>

行政

【県】

- ・イノシシやニホンジカ等のジビエを利用した料理・加工品の開発や販路開拓を推進する。
- ・捕獲鳥獣のジビエ利用を推進する。

民間

【事業者】

- ・イノシシやニホンジカ等のジビエを利用した料理・加工品の開発や販路開拓を推進する。

(2) 観光への利活用

行政

【県・市町村】

- ・自然観察や登山、シーカヤックをはじめとするアクティビティ（自然体験活動）などの鳥取の雄大な自然を満喫できるエコツーリズムの取組を推進する。インバウンド需要の取り込みに向け、利活用を推進する。
- ・利活用によって自然環境が損なわれないよう、利用形態等について事業者等と調整を行う。
- ・利活用にあたっては、利用者に対して自然への接し方等のマナーや、オーバーユースによる踏圧等自然環境への影響を避けるように啓発する。

民間

【事業者】

- ・自然観察や登山、シーカヤックをはじめとするアクティビティ（自然体験活動）などの鳥取の雄大な自然を満喫できるエコツーリズムを実施する。インバウンド需要の取り込みに向け、利活用を図る。利用にはオーバーユースによる踏圧等自然環境への影響を避けるように配慮し、利用者に対して自然への接し方等マナーの啓発を行う。

(3) 伝統産業の振興

行政

【県・市町村】

- ・かつて乾燥地で盛んに綿花栽培が行われた弓浜緋・倉吉緋、山間部で原料が生産された因州和紙、材料として採取され各地の竹林を調整してきた竹細工等といった、鳥取に残る民芸品やふるさと産業を守り伝えるため、販路開拓や後継者の育成を支援する。

4. 参加する・学ぶ

生物多様性の価値や重要性について認知度を高めるために、身近な自然とふれあう機会や生物多様性や自然環境について学ぶ機会を提供していきます。

(1) 自然とのふれあいの推進

行政

【県・市町村】

- ・自然観察や登山、シーカヤックをはじめとするアクティビティ（自然体験活動）など、自然とのふれあいや自然を体験するエコツーリズムを推進し、同時に利用者に対して自然への接し方等マナーの啓発を行う。
- ・山陰海岸ジオパークにおいて、貴重な地質や地形の観察、自然体験、エコツーリズムなどの取組の充実を図る。

【県】

- ・国立・国定公園及び県立自然公園の保護を図るとともに、安全で快適な利用の促進を図る。また、「ナショナルパーク」としてのブランド化を目的とした「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト」の意義を継続し、基盤整備を図りながら利用の促進を行う。

指標	現状（2018(H30)年度）	目標（2024(R6)年度）
自然公園年間利用者数	686万人	710万人

民間

【事業者】

- ・自然とのふれあいや自然を体験するエコツーリズムを実施する際は、利用者に対して自然への接し方等マナーの啓発を行う。

【NPO等団体・県民】

- ・自然とのふれあいや自然を体験するエコツーリズムに興味を持ち、生物多様性等の学習の機運を高めるとともに、可能なものに参加する。

(2) 環境教育の推進

行政

【県】

- ・生物多様性に対する意識を高めるため、県立施設や自然体験施設において、自然観察会や体験学習の充実を図る。
- ・環境に関する知識や経験を有する者を「とっとり環境教育・学習アドバイザー」として登録し、地域や学校等における学習会の講師として活用する等、環境に関する知識の普及や教育の充実を推進する。

- ・保育所、幼稚園、小中高等学校への環境学習の講師派遣や出前授業の実施、学級活動における子供たちの自主的な環境配慮活動の推進、市町村と連携したこどもエコクラブの普及推進や活動支援等により、ESD 教育（「持続可能な開発のための教育」）の取組を推進する。
- ・愛鳥週間ポスターや野生動物のすみかコンクールにおいて作品を広く募集し、野生生物に対する保護意識の普及を図る。また、愛鳥モデル校を指定して、愛鳥活動を通して自然環境保全意識の普及に努める。

【市町村】

- ・所管する小中学校等において、県や民間団体等と協力してそれぞれの世代に適した環境教育を行い、持続可能な社会を構築するための学習機会を提供する。

民間

【NPO 等団体・民間】

- ・それぞれの団体の特性や設立趣旨・目的に応じて、各団体は生物の観察会などを通じて、生物多様性の保全等の県民への普及を図る。
- ・博物館等の県立施設や自然体験施設を利用し、生物多様性についての知識を深め、活動に参加する。
- ・野生生物に対する保護意識の普及を図る。

5. つなげる

鳥取県の自然環境を次世代につないでいくために、各主体が生物多様性の保全や活用、人材の育成に取り組めます。

生物多様性に関わる各主体が協働・連携して活動に取り組むことや、県民と各主体の協働が広がる体制作りが必要です。

(1) 協働と人づくり

行政

【県】

- ・「地域連携保全活動支援センター」を設置し、生物多様性について専門家などに相談ができる体制や、保全活動に取り組む団体や個人が情報交換や連携できる機会を提供するなど、さまざまな主体が協働しながら活動する取組を支援・推進する。
- ・自然環境に精通した専門家や保全活動を実践している団体等と連携して、次世代を担う人材の育成を支援・推進する。

民間

【NPO等団体】

- ・自然環境に精通した専門家や保全活動を実践している団体等と連携して、次世代を担う人材の育成を推進する。

(2) 体制の整備・強化

行政

【国・県・市町村】

- ・「地域連携保全活動支援センター」を設置し、希少種に関する情報を整理し、生物多様性の重要性が様々な主体に適切に認識され、それぞれの行動に反映されるよう活動を推進する。
- ・生物多様性の保全に必要な予算を確保する。

(3) 将来を見据えた長期計画

行政

【国・県・市町村】

- ・自然環境の保全活動等を推進するため、わかりやすい制度のあり方を検討する。
- ・行政機関において、生物多様性の担当者が確保されるよう努める。